

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 五三三
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 五三三
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 五三四
- 生活保護法により指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件 五三四
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 五四〇
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 五四〇
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 五四四
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 五四五
- 道路の区域を変更する件二件 五五五
- 道路の供用を開始する件二件 五五六
- 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 五五七
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 五五七
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 五五七

公 告

- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 五五六
- 都市計画事業の認可の告示があった件二件 五五六

告 示

福島県告示第七百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる

生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年十二月二日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐原訪問看護ステーション	喜多方市字永久七六八九一	令和四年一〇月一日
コスモ調剤薬局伊達町店	伊達市片町三八一二	同月一日
金子歯科医院	大沼郡会津美里町字北川原二七一	同年九月九日

（社会福祉課）

福島県告示第七百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

令和四年十二月二日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地
変更前 福島県立矢吹病院	西白河郡矢吹町滝八幡一〇〇
変更後 福島県立ふくしま医療センターこころの杜	西白河郡矢吹町文京町二二六
渡部医院	西白河郡矢吹町滝八幡一〇〇
福島県立矢吹病院訪問看護ステーションのびのび	西白河郡矢吹町滝八幡一〇〇

のびのび

福島県告示第七百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和四年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
コスモ調剤薬局伊達町店	伊達市片町三八―二	令和四年一〇月一〇日
金子歯科医院	大沼郡会津美里町字北川原二七―一	同年九月八日

（社会福祉課）

福島県告示第七百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。

令和四年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名	住 所	
	変 更 前	変 更 後
渡邊 國恭	二本松市大平中井四三	二本松市油井字古屋敷二二―一九

（社会福祉課）

福島県告示第七百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和四年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変 更 前	変 更 後		
ケアテルヘルパーセンター	耶麻郡猪苗代町 大字千代田字トヤガ崎三八―一	耶麻郡猪苗代町 大字川桁字天王 坂二四一四	医療法人 ケアテル	耶麻郡猪苗代町 大字川桁字天王 坂二四一四
ケアテルヘルパーセンター	耶麻郡猪苗代町 大字川桁字天王 坂二四一四	耶麻郡猪苗代町 大字川桁字元寺 二四〇三―一	医療法人 ケアテル	耶麻郡猪苗代町 大字川桁字元寺 二四〇三―一

（社会福祉課）

福島県告示第七百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和四年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
コスモ調剤薬局伊達町店	伊達市片町三八―二	株式会社 コスモファーマ	郡山市桑野三丁 目一―二	令和四年一〇月一〇日	居宅療養管理指導

介護予 防居宅療 養管理指 導

(社会福祉課)

福島県告示第七百六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年十二月二日から令和五年一月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニクロ会津若松アピオ店・西松屋会津アピオ店 会津若松市町北町大字始字宮前
- 一四番一ほか二十筆
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年十二月二日から令和五年一月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル城西町店 福島県会津若松市城西町六番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年十二月二日から令和五年一月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田一九五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和四年十二月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
須賀川市大栗字鞍掛石五の一、五の二、六、七、一一七の四四、二〇八、二二一の二、二二四から二二七まで、二二八の一、二一九の一、二二〇から二二三まで、二二五、二二六の二、二四〇の二、二四一、二四四の一、二四八
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、須賀川市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

須賀川市大栗字鞍掛石五の一、五の二、六、七、一一七の四四、二〇八、二二三の一、二一四から二一七まで、二二八の一、二一九の一、二二〇から二二三まで、二二五、二二六の二、二四〇の二、二四一、二四四の一、二四八

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、須賀川市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び須賀川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の変更後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道国見福島線	伊達市堀切端一番一 地先から 同 市鶴田三〇番五地 先まで	変更前 変更後	八・五 三八・五	三九六・五
		変更前 変更後	八・五 三八・五	三九六・五

(道路計画課)

福島県告示第七百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の変更後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道会津若松三島線	大沼郡三島町大字大谷 字滝和合二九〇七番一 地先から 同 郡同 町大字宮下 字上ノ山二九六五番三 地先まで	変更前 変更後	A 六・五 B 九四・〇 一〇・二 六七・〇	一、一〇五・〇 九三七・〇
		変更前 変更後	A 六・五 B 九四・〇 一〇・二 六七・〇	一、一七二・〇 一、〇〇三・〇
		変更前 変更後	C 四・六 八〇・三	三六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

県道広野小高線	双葉郡楡葉町大字波倉字原九二番一地从先から 同 郡同 町大字波倉字細谷一三 四番六三地从先まで	令和四年十二月三日
---------	---	-----------

(道路計画課)

福島県告示第七百七十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道広野小高線	双葉郡楡葉町大字井出字三平下七 二番一地从先から 同 郡同 町大字下繁岡字南代四 七番四地从先まで	令和四年十二月三日

(道路計画課)

福島県告示第七百七十三号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。
 令和四年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	区 間
県道白河停車場線	白河市手代町五〇番一地从先から同市向新蔵一〇八番三地从先までの上り線 白河市袋町二九番地先から同市向新蔵八一番一地从先までの下り線

(道路計画課)

福島県告示第七百七十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。
 令和四年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 急傾斜地の崩壊に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
毛戸
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十七号までを順次結んだ線及び標柱十七号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
双葉郡川内村大字下川内字
毛戸
五百十六番
五百三又は三十五番九
一号
二号から七号まで、及び十四号から十五号まで
五番二
六十二番一
六番
七番
八番
二十六番二
二十三番一
三十番四又は三十五番四
十七号

(砂防課)

福島県告示第七百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
 令和四年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
館ノ腰	いわき市小名浜下神白字館ノ腰	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
町田 A	同 市永崎字町田	急傾斜地の崩壊	

二 土砂災害特別警戒区域

町田 B	同	市永崎字町田	急傾斜地の崩壊
月作	同	市永崎字月作	急傾斜地の崩壊
松戸原 A	南会津郡南会津町松戸原		急傾斜地の崩壊

区域名	区	域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
館ノ腰	いわき市小名浜下神白字館ノ腰		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
町田 A	同	市永崎字町田	急傾斜地の崩壊	
町田 B	同	市永崎字町田	急傾斜地の崩壊	
月作	同	市永崎字月作	急傾斜地の崩壊	
松戸原 A	南会津郡南会津町松戸原		急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

公 告

公告第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和四年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

矢吹西部土地改良区

退任した役員
 役別 氏名 住所
 理事 久保木 正大 西白河郡泉崎村大字太田川字居平五〇番地

（農村計画課）

公告第二百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在	事業地の所在
県北都市計画道路 路事業三・四・一一九号栄町大笹生線	福島県	福島市杉妻町二番一六号 福島県北建設事務所	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

（まちづくり推進課）

公告第二百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十二月二日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在	事業地の所在
県中都市計画道路 路事業三・三・一〇四号内環状線及び三・四・一一六号前田逢隈橋線	福島県	郡山市麓山一丁目一番一号 福島県県中建設事務所	収用の部分 福島県郡山市富久山町福原字西原、字鳴神、字中田、字戸屋、字大師前、字神明、字陣場地内 使用の部分 なし

（まちづくり推進課）